

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

10年間の時限立法（～R8（2026）.3.31）

1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

2. 概要

（公務部門（国・地方公共団体）は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が、民間事業主は厚生労働省が所管。）

○ 一般事業主（民間事業者）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

①職場の女性の活躍に関する状況の把握（必須把握項目は省令で規定）・課題の分析を実施、

②状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

[事業主行動計画の必須記載事項（法律で規定）]

・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

③女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表。

常用労働者301人以上の一般事業主と特定事業主は、

①職業生活に関する機会の提供に関する実績

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
の各区分から1項目以上の公表を義務化

○ 国は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）を実施。

○ 国等は、公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）。

**常用労働者301人以上から
101人以上の一般事業主に
義務対象を拡大**
（100人以下は努力義務）
※令和4年4月1日施行

情報公表項目

①

- ・採用者に占める女性の割合割合
- ・管理職等に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 等

②

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・残業時間の状況
- ・男女別の育児休業取得率
- ・有給休暇取得率 等



※ 赤字は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日法律第24号）による改正。施行は、令和2年6月1日（ただし、101人以上の一般事業主への義務対象拡大は、令和4年4月1日施行）。